

## 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会小口福祉資金貸付規程

### (目的)

第1条 この規程は、生活困窮者に緊急的に必要な小口資金の貸し付けを行い、生活の安定と自立更生の一助とすることを目的とする。

### (貸付資金)

第2条 この規程に基づく資金は、本会の会費及び寄付金等の資金をもって運用するものとする。

### (貸付対象者)

第3条 この資金の貸付対象者は、東伊豆町に居住し、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員である低所得世帯で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった世帯であり、かつ、自立更生の可能性があり、償還能力があると認められた世帯とする。ただし、公的援助を受けている生活保護受給世帯は除く。

### (貸付の条件)

第4条 貸付の条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付限度額 一世帯 50,000円以内

(2) 利子 無利子

(3) 償還期限 1年以内

(4) 償還方法 一時払い又は、月賦払い

2 貸付を受けた者（以下「借受人」という。）は、いつでも繰り上げ償還することができるものとする。

### (連帯保証人)

第5条 資金の貸付を受けるようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する連帯保証人1名を立てなければならない。

(1) 連帯保証人は、本会の会員であること。

(2) 借入申込人と別世帯に属するものであって、借入れ申込み時に引き続き3ヶ月以上住所を有する65歳以下の者

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく東伊豆町の当該年度町民税所得割額を課税されている者

2 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担する。

3 借入申込者は、他の借受人又は借入申込者の連帯保証人となることができない。

### (借入申込手続き)

第6条 借入申込者は、小口福祉資金申請書（様式第1号）に地区民生委員児童委員の意見書を付して、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

### (貸付の決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、すみやかに、当該貸付の必要性の適否について審査し、貸付の可否を決定し、借受申込者に口頭又は文書にて通知するものとする。

(貸付金の交付)

第8条 会長は、貸付が決定した借入申込者に対し、その者及び連帯保証人が自署押印した小口貸付資金貸付借用書（以下「借用書」という。様式第2号）と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還金の支払猶予)

第9条 会長は、借受人が災害その他やむを得ない理由により定められた償還期日までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、猶予することのできる期間は、原則3ヶ月を限度とする。

(償還金の督促)

第10条 会長は、償還期限を過ぎた償還未済額がある借受人に対し、文書郵送・電話・訪問等により速やかに償還未済額の督促を行い、償還が滞らないよう努めなければならない。

2 会長は、借受人が督促に応じないときは、連帯保証人に対しても同様に督促を行うものとする。

(償還金の支払免除)

第11条 会長は、借受人の死亡、その他やむを得ない事情により貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

(貸付金の返還及び貸付の停止)

第12条 会長は、借受人が次の各号の一つに該当するときは、貸付金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は布施宇な手段によって貸し付けを受けたとき
- (2) 故意に償還を怠ったとき
- (3) 借受人が他の市町に転出したとき

(事務取扱い)

第13条 貸付事務を処理するため、本会は次の帳簿を整えなければならない。

- (1) 小口福祉資金出納簿
- (2) 小口福祉資金償還台帳
- (3) 小口福祉資金関係書類綴り

(委任)

第14条 この規程に定めるものほか必要な事項は、会長が別に定めることができるものとする。

附 則

1. この規程の運用について必要なことは別に定める。
2. この規程は、昭和54年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月6日より施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。